

平成 20 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 国際石油開発帝石ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒田 直樹
(コード番号 1605 東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR エッジ エネラルマネージャー 宮本修平
電話番号 03-5448-0205

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 2 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

平成 20 年 10 月 1 日を効力発生日とする当社、国際石油開発(株)および帝国石油(株)による簡易・略式吸収合併に伴い、当社商号および本店所在地の変更を行うこととし、関連する定款上の規定の変更を行うものであります。(変更案第 1 条、同第 3 条、変更案附則第 8 条、同第 9 条)

上述の吸収合併により、当社は平成 20 年 10 月 1 日の効力発生日をもって国際石油開発(株)および帝国石油(株)の事業を承継し直接事業を行うことになることから、当社事業目的について所要の変更を行うとともに、取締役についても新体制で臨むこととし、第 2 回定時株主総会で選任される取締役の任期開始を同日と規定するものであります。(変更案第 2 条、変更案附則第 7 条第 2 項および第 3 項、同第 8 条)

平成 21 年施行予定の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)に基づく株券電子化に対応するため端株制度を廃止する必要があることから、1 株に満たない端数については、平成 20 年 10 月 1 日をもって端株原簿に記載または記録しないこととし、関連する定款上の規定の変更を行うものであります。(変更案附則第 6 条)

その他、一部表現の変更、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。(変更案第 6 条、同第 10 条)

2. 定款変更の内容
別紙のとおりです。

3. 日程
平成 20 年 6 月 25 日 第 2 回定時株主総会開催

4. 定款変更の効力発生日

前記「1.定款変更の理由」のうち ~ に係る変更については、平成 20 年 10 月 1 日をもって効力が生じることとなります。ただし、本店の所在地の変更(第 3 条)は、取締役会において決定する日(平成 20 年 10 月 1 日を予定)をもって効力を生じるものとしします。

また、前記「1.定款変更の理由」のうち に係る変更については、平成 20 年 6 月 25 日をもって効力が生じることとなります。

以上

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>国際石油開発帝石ホールディングス株式会社</u> と称する。 <u>略称は国際石油開発帝石HDとする。</u> 2 前項の商号は、英文では <u>INPEX Holdings Inc.</u> (略称 <u>INPEX HDs</u>) と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>国際石油開発帝石株式会社</u> と称する。 2 前項の商号は、英文では <u>INPEX CORPORATION</u> (略称 <u>INPEX</u>) と表示する。
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営む会社(外国法に基づいて設立された会社を含む。)の株式および持分を所有することにより、 <u>当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u> ~ (条文省略) 2 <u>当社は、前項各号の事業を営むことができる。</u>	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ~ (現行どおり) (削 除)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
第 4 条 ~ 第 5 条 (条文省略)	第 4 条 ~ 第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能種類株式総数) 第 6 条 当社の発行可能種類株式総数は、9,000,001株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、9,000,000株、甲種類株式の発行可能種類株式総数は、1株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、9,000,001株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、9,000,000株、甲種類株式の発行可能種類株式総数は、1株とする。
第 7 条 ~ 第 9 条 (条文省略)	第 7 条 ~ 第 9 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第10条	第10条
当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関連する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第11条～第49条 (条文省略)	第11条～第49条 (現行どおり)
附 則	附 則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(新 設)	第6条
第6条 (条文省略)	<u>1株に満たない端数については、端株原簿には記載または記録しない。</u>
(新 設)	<u>2 前項は、平成20年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則第6条は、この期日経過後にこれを削除する。</u>
(新 設)	第7条 (現行どおり)
(新 設)	<u>2 第2回定時株主総会において選任される取締役の任期は、平成20年10月1日から開始する。</u>
(新 設)	<u>3 本附則第7条は、前項の任期開始の期日経過後にこれを削除する。</u>
(新 設)	第8条
(新 設)	<u>第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、平成20年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則第8条は、この期日経過後にこれを削除する。</u>
(新 設)	第9条
(新 設)	<u>第3条(本店の所在地)の変更は、平成20年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則第9条は、本店移転日経過後にこれを削除する。</u>

以上